

## 江戸川区工事請負指名業者選定委員会要綱

### (設置)

第1条 江戸川区が発注する工事について、適正かつ円滑な施工を確保するため、江戸川区契約事務規則(昭和39年3月江戸川区規則第3号。以下「規則」という。)第36条の規定に基づき、江戸川区工事請負指名業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 請負業者の格付に関する事項
- (2) 指名業者の適格性の判定及び選定に関する事項
- (3) 工事請負契約事務の調査、研究及び情報に係る事務に関する事項
- (4) 江戸川区が発注した工事の施工成績に関する事項
- (5) 工事事務事故又は贈賄その他不正な行為等のあった不良業者に対する指名停止措置に関する事項。ただし、指名停止等基準は別に定める。
- (6) 建設共同企業体による施工に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、江戸川区長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 委員長 担任に係る副区長
  - (2) 副委員長 他の副区長
  - (3) 委員 教育長、総務部長、都市開発部長、環境部長、土木部長、総務部用地経理課長及び担当工事課長
- 2 前項の規定にかかわらず、委員長が特に必要と認めるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

### (招集)

第4条 委員会は、必要に応じ開催することとし、委員長が招集する。

### (定足数)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

### (表決)

第6条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(指名業者の選定)

第7条 指名業者の選定は、規則第35条の規定による指名業者登録名簿に登載された者(以下「有資格業者」という。)の中から、別に定める指名基準により行う。

2 当該工事の性質又は目的により、前項の規定により難しい場合は、有資格業者以外の者から指名業者を選定できるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部用地経理課契約係において処理する。

改正経過	昭和50年4月1日	平成11年1月1日
	昭和53年4月1日	平成12年4月1日
	昭和54年4月1日	平成13年4月1日
	昭和55年4月1日	平成14年4月1日
	昭和55年10月1日	平成19年4月1日
	昭和56年9月1日	平成20年4月1日
	昭和57年4月1日	令和3年4月1日
	昭和59年4月1日	
	昭和60年4月1日	
	昭和62年4月1日	